

経営セーフティ共済

(中小企業倒産防止共済)

のご案内

中小企業倒産防止共済法(昭和52年施行)に基づき中小機構が運営し「中小企業者が取引先の倒産等により売掛金債権が回収困難となった場合に同機構から貸付を受けて連鎖倒産を防止するための積立制度」です

倒産防止共済のポイント

節税とリスクヘッジを同時に実現!

1) 掛金は、全額損金・事業所得の必要経費

- ◎最大240万円(掛金月額20万×12か月)を損金・事業所得の必要経費に!
- ◎前納240万円の場合、11,880円の前納減額金(割引金)が後日支払われます

2) 緊急時の確実な資金調達

- ◎取引先の倒産など売掛金回収が困難な時に融資が受けられます
(売掛金債権額または積立済み掛金の10倍のいずれか少ない額まで貸付が受けられます。5~7年で償還。毎月均等償還)



事業資金に困ったら…

掛金の範囲内で一時貸付制度(年利0.9%)

解約手当金の95%を上限とした貸付(一年後に一括償還)

3) 解約時にも40か月以上の納付で100%返戻

- ◎業績が悪い時には解約手当金を益金算入し黒字対策ができます

4) 掛金月額は、いつでも増減額可能

- ◎ただし、前納期間中は減額できません

5) 解約手当金受領後であれば再加入も可能

- ◎同一会計期間内でも解約手当金受領後であれば、新規契約での再加入が可能



国が作った もしものときの資金調達制度

◎51万の企業や事業者等に参加していただいています！
(令和2年3月末)

◎加入者の35.6%が月額20万円の積み立て！
(令和2年3月末実績)

令和元年度単年度では、54.8%が月額20万円を積み立てています。

■ 加入資格 次の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 1年以上の業歴がある個人事業者または法人
2. 国税を滞納していないこと
3. 資本金または従業員数が下記のいずれかに該当すること

代表的な業種	資本金	または	従業員数
製造・建設・運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下

※「常時使用する従業員数」は、パート・アルバイトや事業主など会社の役員はカウントしません(正社員のみ的人数)

※医療法人・学校法人・宗教法人などの公益法人、NPO法人等は加入できません

※不動産所得のみの個人事業者は掛金を必要経費とすることができません

当制度は、1年未満(1～11か月)での任意解約は掛け捨てとなります
また、任意解約で40か月未満の場合は、解約手当金は掛金総額を下回ります
詳細は、申込契約書の裏面でご確認ください。



取扱機関名

一般社団法人
TKC企業共済会

◎経営セーフティ共済パンフも併せてご覧下さい

お問い合わせ・お申込は当事務所の担当者までお気軽に！